

<トピックス 1>

愛知県障害者差別解消推進条例について

(平成 28 年 4 月 1 日施行)

愛知県障害者差別解消推進条例の概要

この条例は、平成 28 年 4 月施行の障害者差別解消法の趣旨を、広く県民の皆様に周知し、県民各層の差別の解消推進への気運を高め、県民一体となって、障害を理由とする差別の解消の推進を図ることを目的として、基本理念を定め、その下に、県、県民、事業者の責務を明らかにしています。

(平成 27 年 12 月 18 日制定)

1. 基本理念

次の 4 つを基本理念として定めています。

- ・全ての障害のある方が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- ・全ての障害のある方が、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- ・障害を理由とする差別の多くが障害のある方に対する理解の不足から生じていること及び誰もが心身の機能の障害により、日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態になる可能性があることを踏まえ、全ての県民が、障害についての知識及び理解を深める必要があること。
- ・県、県民、事業者及び市町村その他関係機関が、各々の役割を果たすとともに、社会全体で取り組むこと。

2. 県、県民、事業者の責務

基本理念の下に次のとおり県、県民、事業者の責務を定めています。

県の責務

- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、実施すること。
- ・国及び市町村と連携を図りながら協力して、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の推進に取り組むこと。

県民の責務

- ・障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めること。
- ・県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めること。

事業者の責務

- ・障害を理由とする差別の解消のために必要な措置を講ずるよう努めること。
- ・県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めること。
- ・主務大臣が定める対応指針に即した適切な対応に努めること。

3. 差別の禁止

障害を理由とする差別の禁止について、次のように定めています。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国の行政機関・ 地方公共団体等	禁止	義務
民間事業者 民間事業者には、個人事業者、 NPO 等の非営利事業者も含まま す。	禁止	義務 （令和6年4月1日～） ※令和6年3月31日までは努力義務 ※雇用の分野では障害者雇用促進法 によります。

不当な差別的取扱いとは・・・

障害のある方に対して、正当な理由なく、次に掲げる取扱いをすることをいいます。

- 1 障害又は障害に関連する事由を理由とする取扱いのうち、財・サービス又は各種機会の提供の拒否、これらの提供に当たっての場所、時間帯等の制限、障害者でない者に対しては付さない条件の付加その他の障害者でない者と異なる取扱い（障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置を除く。）
- 2 障害者でない者と同一の取扱いであるが、結果として、障害者でない者に比して不利となる取扱い
※正当な理由に当たる場合とは、客観的に見て正当な目的の下に行われ、目的に照らしてやむを得ないといえる場合です。

合理的配慮の提供とは・・・

障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くため必要かつ適当な現状の変更又は調整（合理的配慮）を行うことが求められます。

※社会的障壁とは、障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。（事物、制度、慣行、観念など）

※本人が意思表示をすることが困難な場合は、家族や介助者などが合理的な配慮を求めることができます。

※合理的配慮の提供は、代わりの方法を考えることも含めて、お互い話し合い、理解した上で、行う必要があります。

正当な理由があり、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけなくてはならない場合や、負担が重すぎるため、合理的配慮を行うことができない場合は、理由を説明し、理解を得るように努める必要があります。

生活の場面別不当な差別的取扱い・合理的配慮の具体例

× 不当な差別的取扱いの例

○ 合理的配慮の例

- | | | |
|-------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 病院・福祉施設など
(医療従事者/福祉事業者) ほか | ： × 本人を無視して、介助者・支援者や付き添い者のみに話しかける。 | ○ 車椅子の利用者が利用しやすいようカウンターの高さに配慮する。 |
| 交通（鉄道・バスなど） | ： × 障害があることのみをもって、乗車を拒否する。 | |
| 住まい（宅地建物取引業者） | ： × 障害者向け物件は扱っていないと門前払いする。 | ○ 最寄駅から一緒に歩いて確認したり、中の様子を手を添えて案内する。 |
| 小売店 など | ： ○ お金を渡す際に紙幣と貨幣に分け、種類毎に直接手に渡す。 | |
| 飲食店など（衛生事業者） ほか | ： × 身体障害者補助犬の同伴を拒否する。 | ○ メニューを分かりやすく説明したり、写真を活用したりする。 |

具体例については、事業者を所管する主務大臣が定める対応指針（ガイドライン）に規定されています。また、内閣府のホームページの「合理的配慮サーチ」でも紹介されています。